

2021年5月12日

お取引先様各位

東京都千代田区外神田 2-3-11  
フルタカ電気株式会社

「緊急事態宣言」延長に伴う国内拠点の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大により6都府県に発令されていた緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

これを受け、指定地域においては、従業員の安全確保と感染防止のため、従来の時短勤務に加え、下記の通りサテライトオフィスを新設いたします。

お取引先様にはご迷惑をお掛けすることが想定されますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施期間： 5月12日（水）から5月31日（月）まで
2. 対象者： 東京本社並びに、東関東物流センター（柏）、  
名古屋営業所、大阪営業所
3. 実施概要： ① 時短勤務 10:00から17:00まで（従来より継続）  
② サテライトオフィスの新設  
「東関東物流センター内」「本社1号館7階会議室」  
での業務を開始いたします。

仙台・那須・富山・松本の各営業所につきましては、通常勤務（9:00～17:30）を継続いたします。

※ 状況の変化に伴い実施期間、概要、対象者を変更する可能性があります。

以上